

地方分権改革に関する提案の概要

〔 〕は支障事例等

1 愛知県が主として提案を行う事項

提案事項	提案概要
<p>「国家戦略特区支援利子補給金」申請における登記事項証明書等の提出を不要とすること</p>	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」の申請時に、事業実施予定者が提出する必要がある「登記事項証明書またはこれに準ずる書類」について、内閣府が「法人ベース・レジストリ」等を活用することにより、当該書類の提出を不要とするよう求める。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域法施行規則第3条では、第1条各号に規定する事業を実施しようとする者は、事業実施計画に「登記事項証明書またはこれに準ずる書類」（以下、登記事項証明書等）を添付し、国家戦略特別区域担当大臣へ提出することが義務付けられている。 ・本補給金の申請に係る提出書類は国家戦略特別区域計画の計画主体である地方公共団体を経由する必要があるため、書類の不備等がないか確認する事務が負担となっている。 ・事業を実施しようとする者が登記事項証明書等を取得する際、法務局窓口またはオンラインにて申請を別途行う必要があるため、一定の手間や費用が発生している。事業者の中には本社所在地と事業実施場所が異なるケースも多く、担当者が所管法務局へ出向く、あるいは郵送請求を行うなど、取得に時間を要する事例が生じている。 <p>〕</p>
<p>地域未来交付金における広域リージョンとして実施する事業の上限数の撤廃</p>	<p>地域未来交付金（内閣府所管）の「広域リージョンとして実施する事業」にかかる申請可能な事業数について、①各広域リージョンの枠組みで申請できる事業数を1自治体につき「3件まで」とする上限、②1広域リージョン当たりの申請可能事業数を「5件まで」とする上限の双方を撤廃するよう求める。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未来交付金（内閣府所管）の「広域リージョンとして実施する事業」にかかる申請可能な事業数について、「1自治体当たり3件まで」「1広域リージョン当たり5件まで」とされているため、リージョン全体として検討している複数分野・複数プロジェクトを同時に実施することが困難となっている。 ・広域リージョンとして同交付金を活用する自治体やプロジェクトを限定せざるを得ず、広域連携による事業効果の最大化に支障が生じている。 <p>〕</p>

提案事項	提案概要
<p>私立専門学校の授業料等減免費負担金の交付決定等の早期化</p>	<p>私立専門学校の授業料等減免費負担金の交付決定及び資金交付の早期化を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県においては、8月下旬頃に文部科学省の交付決定を受け、9月末に対象校に対して授業料等減免の費用を支弁しているが、その間、学校は資金を立て替える必要があり、キャッシュフローの悪化等による教育環境への投資抑制が起こっており、さらには学校経営への影響が懸念されている。
<p>森林境界明確化事業及び地籍調査の重複の解消等による事務の簡素化</p>	<p>森林境界明確化事業と地籍調査について、作業工程の分別、測量方法や精度、境界立会等の作業内容の水準を統一することで、再測量の重複を解消し、事務の簡素化・効率化を図るよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林境界明確化事業と地籍調査は、測量する土地境界、測量方法や立会方法、必要とされる測量精度等が異なり、森林境界明確化事業の測量成果は地籍調査に活用できないことが多い。 ・地籍調査を実施する際に、森林境界明確化事業で既に測量した土地に対しても、改めて測量する必要がある。再び土地所有者に対して境界立会の同意を得る必要があるなど、事務の重複が生じており、地籍調査の円滑な推進の妨げとなっている。
<p>男女共同参画による防災・減災に向けた災害対策基本法の改正</p>	<p>災害対策基本法第15条第5項の改正及び昭和37年10月18日付け消防庁総務課長通達の廃止を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第15条第5項各号では、都道府県防災会議の委員の指定について定められている。このうち第5号から第8号までは「知事が任命(指名)する者」となっているが、第1号から第4号までは「指定行政機関の長」など職により委員が指定されている。 ・愛知県においては、第1号から4号までの委員については、女性がわずか4.8%に留まっており、災害対策基本法の規定により、指定行政機関等からの女性参画は低調となっている。 ・このため、第6次男女共同参画基本計画に基づく「弾力的な女性の登用」が困難な状況にある。

提案概要	提案概要
<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条が定める製造業者届等に係る都道府県経由事務の廃止等</p>	<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条に基づく、製造飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届については、現行の書面による提出を前提とした様式を見直し、e-Gov を利用するなど、オンライン上で必要事項を入力する形式とした上で、都道府県を経由せず国へ直接提出できる仕組みとすることを求める。</p> <p>また、飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届については、都道府県知事へ提出することとなっているが、現行の書面提出を前提とした様式を見直し、e-Gov を利用するなど、オンライン上で必要事項を入力する形式とすることを求める。</p> <p>あわせて、e-Gov 等において都道府県に届出内容の閲覧権限を付与する機能を追加すること、又は飼料業者情報共有システムと連携したシステムを構築することを求める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料及び飼料添加物の製造業者・輸入業者は、その届出を都道府県知事を経由して、国(農林水産大臣)に提出することとなっている。本届に内容の不備がある場合、本省から都道府県を経由して製造業者等へ修正・差し替えが求められるため、本来は法的根拠がないにもかかわらず、届出事項について農政局へ進達する前に、都道府県において事前確認を行っているのが現状であり、業務の負担となっている。 ・飼料及び飼料添加物の販売業者届は、その届出を都道府県知事に提出することになっているが、書面を前提とした届出を収受したのち、飼料業者情報共有システムにその記載情報を都道府県において入力する必要がある、業務の負担となっている。 </div>

2 他団体の提案に対して共同提案を行う事項

提案概要	提案概要
<p>認定職業訓練助成事業費（運営費）の補助対象に係る算定基準の緩和</p>	<p>認定職業訓練助成事業費（運営費）において1訓練科あたり1人以上でも補助対象となるよう算定基準の緩和を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定職業訓練助成事業費では、1訓練科につき3名以上の訓練生が在籍していることが補助対象の条件となっている。 ・既存訓練科に限り、5年以内に単年度で3名以上を確保すれば補助対象とする弾力的運用が認められているが、訓練生が0名となった年度は補助対象外となり、再度訓練科を開設し補助対象となるには改めて3名以上の確保が必要となる。 ・訓練希望者が1～2名の年度は補助対象に該当せず、訓練科の開設を見送らざるを得ない状況が生じており、受講機会が失われる事態が発生している。
<p>国家戦略特区制度を活用した規制改革の提案等に対する関係省庁の回答期限の目安の設定</p>	<p>国家戦略特区制度を活用した規制改革の提案や提案者からの意見に対する関係省庁からの回答について、回答期限の目安を設定するよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域から提案した規制改革事項に対して、関係省庁からの回答期限が示されていないことから、省庁によって対応に差が生じており、協議が停滞している案件がある。 ・日々深刻化していく地域課題の解決や、産業の国際競争力の強化を進めていくためには、時宜を得た事業構築が求められるため、提案主体・内閣府・関係省庁が共通の課題意識を持ったスケジュール感で協議を進めることが必要である。